

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年2月5日

鳥取県企業局東部事務所長 西尾 寛

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

企業局東部事務所太陽光発電所ほか自家用電気工作物保安管理業務委託 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (5) 本件調達の公告日現在、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件を満たし、経済産業省の電気保安管理業務外部委託承認を受けて、鳥取県東部地区（鳥取市、岩美郡、八頭郡）、鳥取県中部地区（倉吉市、東伯郡）及び鳥取県西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）のいずれかで、自家用電気工作物保安管理業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状のいずれかの交付を受けている者が社内に2名以上いること。

## 3 契約担当部局

鳥取県企業局東部事務所

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0921 鳥取県鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所

電話 0857-21-4788

電子メール kigyokyokutoubu@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月5日（水）から同月19日（水）までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報（<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交

付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月5日(水)から同月19日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年3月11日(火) 午前11時

イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

〒680-0921 鳥取県鳥取市古海250 鳥取県企業局東部事務所 研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年2月19日(水)午後4時までに郵送等(期限までに必着のこと。)又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程(以下「財務規程」という。)第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条第5項の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した調達を履行できると判断した入札者であつて、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。